

防府競輪場施設整備基本計画策定業務委託プロポーザル審査委員会
設置要綱

令和6年7月25日制定

(設置)

第1条 防府競輪場施設整備基本計画策定業務の受注候補者をプロポーザル方式により選定するに当たり、透明性・公平性を確保するため、防府競輪場施設整備基本計画策定業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は防府競輪場施設整備基本計画策定業務用業務についての事務をおこない、所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 募集要項の策定
- (2) 提案書を審査するための評価基準及び評価方法の策定
- (3) 提案書、プレゼンテーション等の審査
- (4) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員会の庶務は、競輪局において行う。

(委員長)

第4条 委員長は、次条に掲げる委員のうち文化スポーツ観光交流部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

(委員)

第5条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 文化スポーツ観光交流部長
- (2) 競輪局長
- (3) 建築課技術補佐（建築）
- (4) 公益財団法人JKA第19競技実施チーム長
- (5) 公益社団法人全国競輪施行者協議会

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月25日から施行し、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。